

「市町村の保育実施義務 (児童福祉法 24 条 1 項)」を考える

日本・ドイツでの判例を踏まえ

新保育制度への移行後も、児童福祉法 24 条 1 項に定められた「市町村の保育の実施義務」は維持されていると理解されています。市町村にはこの義務があるので、保育所入所（保育）要件に該当する子どもから申込み（申請）があったとき、保育所に入所させて保育しなければならないとされ、待機児童は許されないとする根拠とされています。

ところが、2017 年 1 月 25 日、東京高裁は、定員を上回る需要がある場合、入所申込みを不承諾とすることは違法でない、需要に足りる保育所の整備は、「市町村の政策的、裁量的判断に基づく」、児童福祉法の改正前後を通じて市町村は希望する子ども全てが入所できるだけの保育所の整備を「一義的に義務づけられているとは解しがたい」との判断を示しました。このような考え方によれば、結局のところ、市町村はできる範囲内で保育所を整備すればよく、その結果待機児童が発生してもやむを得ないということになります。

ところで、最近の AFP 通信よれば、ドイツ連邦通常裁判所（日本の最高裁にあたる）は、子どもの託児先が見つからず仕事に復帰できなかつた夫婦に対し、地元政府は所得喪失分を補償しなければならないとの判決を下したとのことです。「地元行政が所得を補償する義務を免除されるのは、入念な計画に基づいて整備したにもかかわらず保育所不足が起きたと証明できた場合に限られる」というわけです。

最近、ドイツでは法改正がなされ、保育施設の利用について、わが国の児童福祉法 24 条に類似した規定が設けられたようで、この判決は、その規定を踏まえたものであると考えられます。そうだとすれば、このドイツの裁判例は、日本法を理解するうえで大きな示唆を与えるように思われます。

◆日時 2017 年 4 月 9 日（日） 午後 1 時～5 時

◆報告者とテーマ

（敬称略）

田村和之（広島大学名誉教授）

「児童福祉法 24 条の保育の実施義務について—最近の東京高裁判決を素材として」

木下秀雄（大阪市立大学法科大学院教授）

「保育施設未入所について損害賠償を命じたドイツ連邦通常裁判所判決—日本法理解に示唆するもの」

司会 伊藤周平（鹿児島大学教授）

◆会場 京都華頂大学（京都市東山区林下町 3-456） 3 号館 2 階 202 教室

東海道新幹線 京都駅から

地下鉄烏丸線「烏丸御池駅」で東西線に乗り換え「東山駅」下車、南へ徒歩 4 分

市バス 206 にて「知恩院前」下車、東へ 150m

◆参加協力費 2000 円

◆申込み 資料用意の関係もありますので、研究所まで電話ないし F A X で参加する旨（氏名・連絡先）を事前にご連絡下さい。



保育研究所

〒162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ

TEL03-6265-3173 FAX03-6265-3230